

1. 基本理念規定（新設）

- ① 区分経理の必要性を不断に見直し、必要性がない場合は一般会計へ統合
- ② 租税収入は一般会計に計上し、国全体の財政状況の総覧性を向上
- ③ 経済社会情勢の変化に対応して効果的・効率的に事務・事業を実施
- ④ 必要以上の資産を保有しないよう、剰余金を適切に管理
- ⑤ 財務に関する情報を広く国民に公開

2. 各特別会計の見直し

- 社会資本整備事業 ⇒ 廃止（空港整備勘定は経過勘定として自動車安全特別会計に統合）
 - 食料安定供給
 - 農業共済再保険
 - 漁船及び漁業共済保険
- } 統合（勘定も統合してスリム化）
- 国債整理基金 ⇒ 前倒債発行収入金の歳入外計上化、事務費の一般会計への移管
 - 外国為替資金 ⇒ 運用効率の向上、積立金制度の見直し
 - 交付税及び譲与税配付金 ⇒ 交通安全対策特別交付金勘定の廃止
 - 年金 ⇒ 国民年金勘定・福祉年金勘定の統合

3. 検討等（公布日施行）

- 各特別会計 ⇒ 積立金等の必要水準の根拠の明示及びこれを超える額の一般会計への繰入れ
 - 森林保険 ⇒ H26 年度限りの廃止及び事務事業の民間等への移管
 - 貿易再保険 ⇒ H27 年度末までに廃止及び事務事業の独法への移管
 - 自動車安全 ⇒ H27 年度末までに自動車検査登録勘定の廃止及び事務事業の独法への移管
- } H25 年度中に
法制上の措置